

川越市立図書館蔵『芙蓉楼玉屑』(上)

— 翻 刻 と 解 題 —

久 保 田 啓 一

はじめに

近世中期江戸歌壇史究明の第一段階として、筆者は冷泉派の代表である奥坊主成島信遍の年譜作成を試みており、その一部は既に発表した(拙稿「成島信遍年譜稿」)へ「江戸時代文学誌」第六号 平成元年三月 続稿予定)。しかし逐年の年譜形式という一元的な方法では、多面的な性格を有するこの文人像を十全にとらえ難い憾みが残る。年譜に織り込んでゆく文献も、その本来の資料性が捨象されて成立年代の一点のみが抽象されるという甚だ本意な扱いを余儀なくされることがある。その最も端的な例が、ここに初めて全文を紹介する『芙蓉楼玉屑』であった。

実は筆者は幾度かこの資料を部分的に引用して来た(拙稿「江戸冷泉門と成島信遍」へ「近世文藝」第四十四号 昭和六十一年六月)、同「風雅和歌集の復権——江戸冷泉派歌論断章——」へ「日本文学研究」第二十五号 平成元年十一月)が、経学者・詩人・歌人・教訓家信遍の文学観・道德観を語った唯一のまとまった著述である本書をほんの一部、しかもそれぞれの立論の過程に沿う形でしか紹

介しない事にある種のもどかしさを抱き続けた。この度全文翻刻するにあたっては、最後に信遍の教訓家としての側面を重点的に採り上げた、やや詳細な解題を付すつもりでいる。なお、紙幅の関係で翻刻・解題を(上)(中)(下)の三回に分載せざるを得ず、閲読の便という点ではいささか不都合な形式となったことをお許しいただきたい。

本書の翻刻紹介を御許可下さった川越市立図書館、同館長四元仰氏、本書につき御教示を得た中野三敏先生に心より御礼申し上げます。

凡 例

一、漢字は明らかな字面の誤まりを正し「こ」を「也」に改めた以外は原本通りの字体とした。異体字・正字・略字の類もすべて原本のままに書き分けた。

一、平仮名は現行の字体に統一した。片仮名は、平仮名の意識で書かれたと思われる「三」「ハ」「ミ」を平仮名に直した以外、すべて原本通りに生かした。

一、踊字は原本通りとした。

一、適宜濁点を施した。

一、辻鼎卿の叙には朱、山岡浚明の跋には墨の句点が施してある以外に、本文中には一切の句読点がない。鼎卿叙、浚明跋の句点はそのまま生かし、本文中には適宜句読点を施した。

一、見消はそのまま示した。

一、朱墨による訂正は、訂正後の形を掲出し、訂正された部分に傍線と通し番号を付して後に注で訂正の実際を記した。上が原態、下が訂正である。

一、疑問の箇所には(ママ)を付した。

一、改行は原本に従ったが、平出の類は無視した。

一、丁移りは、「(1オ)のごとく記した。

芙蓉樓玉屑

「(表紙)

(遊紙)

「(1オ)(1ウ)

芙蓉樓玉屑序

「(表紙)

(印)

新井因井氏書記

(印)

經濟之術廣莫哉蓋泥平古者或膠柱占于今者無綱紀絜亦不世中道在人

也師道一起聖人之道為門應違家言以奪耳觀堅白之角章句之務纏礙于一時之聲者何違敢事不朽之事乎是故後世之學禽特經濟之術舍而不顧矣其甚者曰人莫我知焉君子固窮焉呼聖者而為之辭斷斷乎詰國政填填乎益恣睢此之陋儒實拘拘一伎倆也何異別者守闕哉雅」(2)儒不然退編百姓則百姓之經紀也鄉黨和焉州里化焉無出無處以施有政矣不可同日而論此無它故所由者異也雖詩書缺雖禮樂廢故典可述舊章可徵前王之道後王是則也君子舉大小人舉小依道而行之無所不行也仲尼曰我未見力不足者何莫由斯道乎我錦江先生多聞闕疑身親歷之既仕五世之」(2)朝主事于圖書府從容進言所言以試是以窺萬機因老于當世之務焉嘗語二三子曰譬如画龍矣奇巧則有而龍不龍者何也傳其訣而不知其真五采愈精失真愈遠是徒有心美觀而無心得真者也況學文之方不可不察焉思索不愜悞則百為必失真世態之無極事物咸然聖人不變俗而教抑有由哉不張質的則弓矢向何處乎於是觀于」(3)朝擇于野切問近思實事求是儻然不敢休論弟子亦然啓發如嚮使欲能不能焉弟子每請益或書授之既而及數篇我友仲夔請而編緝之乃語余曰德之難成者育才之難也育才之難者乃擇所由之難也體之則畫于斯不體則不可法焉依人才而上下之能與世偃仰疎濶而無遺漏者先生之教誨也是散儒所以迂遠而庸人所」(3)以瞑眩也涉然示於人則為人所抵牾下士聞道大笑之不若卷而懷之耳余曰然矣雖然不得其門而入焉窺見室家之好乎不倦之誨施之同心何不可之有語曰述而不作是則先生之口實也先生何作哉由此觀之先生之言即先聖之遺文也我人府然從事於斯豈童反三隅乎五寸之炬盡天下之方」(4)者也今也吾子勉強于此役則吾亦為子木鐸於道路焉遂記其言謹題其首云

寶曆丁丑春三月

峴嶽 藤原安衡濟明謹誌

安卿之印 (印) 山高水長 (印)

〔(アウ)〕

芙蓉樓玉屑叙

上馬 (印) 普業 (印)

服者徳之表也。衮冕黻珽帶裳幅烏衡紵紵紵。昭其度。貴賤尊卑。分其制。古之道也。有道者。必有服焉。有道有服之上也。有道無服之次也。無道有服又其次也。咸無焉爲衆人。徳充塞于我。服從來于彼。是以子路之緼袍。不恥其徳也。徳者」(5)由學。學者成盡力與師友。警諸金。金乎金乎。就礪則利。礪也不可而一。人心如面。小人強之。君子器之。故學在擇師。吾錦江先生其人邪。先生歷事五朝。既已五拾有年。一日晝々不念。博聞強志。以好士。聰明敏達。以容衆。」(5)有道有服。可謂服稱其人焉。是以想見風采者。贏糧而趣之。先生誨而不倦。玉者錯諸。刀者礪諸。教誨以生。風諭斯長。所以有此言也。問者不用其意。再々有進。猶醉者之墜車其爲不知者也。鼎鼎在一堂之末。無徳無服。如此小醜何。且弱冠好俠。而杜兄濟明升之。遂」(6)蒙時雨之化者十餘年。未知所以報師兄。焦神怵惕焉耳。豈不若鬻桑餓夫者乎。先生每語。曰吾無識量。吾無是非。唯若稽古。如是已。退而以思。夫堯舜無爲治者。其猶若是邪。乃潛心于先生。不知手之舞足之蹈。嘆曰有是哉。」(6)先生斲輪之道邪。非邪。後死者幸也。唯恐泯滅。所以集此書也。所願余。亦服

川越市立図書館蔵「芙蓉樓玉屑」(上) 一 翻刻と解題一

其服。冠其冠。其言徵諸心焉。聞之。龍而魚服。人侮之。吾其魚而爲龍服。服之數年。不穢其服。以可免爲衆人之謗者也。此書也。談餘之記爾。因名曰玉屑。

寶曆丙子冬十一月」(7) (ア)

梅嶺 辻鼎卿仲義謹誌

鼎卿之印 (印) 仲義源氏 (印)

〔(アウ)〕

處世訓示蒙

源鼎卿校訂

古聖人の道孔子に折衷す。然れ共位をえ給はず。只とりて萬世に傳へ給ふ。上伏儀氏に權輿し堯舜を祖述し文武を顯章す。道とは天下萬民を控馭するの方也。術といはんがごとし。昔聖王一代の礼を製し、一代の樂を興す。礼樂は聖人有的の法無形の教也。後世礼を性に具するの說出て、聖人礼樂の治の本意をうしなへり。抑五帝樂を同じくせず。三王礼をことにす。列聖神道の教こゝに寓し、棋を置て天下を治め給ひし跡、古書契を涉り歴史に潛思せばしるべし。礼亡び樂そこなはれて共に傳はらず、経傳に残るも其詳得てしるべからずといへど、其物其辭各道に通せば伺べし。理のみをも」(8)さてこれを推さば違へる所多からん。三代の損益孔子の時しるべしとの給へり。然るに孔子周の時に生れ給へば我は周に従はんとの給はずや。いづれに時王之制當時よるべき事吾言をまたず。謹て按ずるに吾大日本神代の道あり、王代の教あり、中興武將の傳あり、文祿頃の風あり。慶長已來御家一統に歸して御法度を定められ、公武より

細民まで皆是に服事す。此時に當りて中興の風俗用捨あり。王風神道の兒大に徑庭をなす。たとへ我國の舊俗しかりとも御定に違戻せば首領を保べからず。況や海外万里古聖人の法、西方瞿曇氏及び支那諸子百家の道をや。よく時世に權通して是を操るべし。若くは其道を傳説(せつ)し、問に答へ、乃至心に味ふ等は時禁にあらず。私儀のみ然るに、西洋左道の禁嚴制のある所政の害ある故也。敬て恐避べし。釈氏の二宗八宗の主意立言各相かはり異言蜂起すれど國禁なし。但鬪諍に及べば刑あり。道に就ての事に涉らず。然るに俗家僂仰して是を道と執し、佛道に帰依すと云も御法度を犯さば是を何とかいはん。神儒老佛の学に指を染るの徒、必是を察せよ。大なれば身を亡し、小なれば身を辱しむ。抑今の御法度は古聖人礼の變也。吾幼年より師をたづね、書をよみ、當中に出入し、執法家の言をも聞なれ、大禮大法の行はるゝをみ及ぶに、條目細密にして違へば罰あり。順へば賞あり。千差萬別、此中より統(しゆ)ぎ取あるを耳目にす。今六旬に及び犬馬の老鶯の身上の御柄は如何さまに操せ給ひぬと云事、下としてしるべき事にあらず。萬民をよらしめ給ふ事は偏に御法令也。慎まざらんや。子孫の爲に警戒を貽すばかり也。是を三條に約す。道豈是に限らんや。其大なる者を言のみ。所謂

一御代に御法令を讀み時禁しるべき事

御開國より以來立おかれし武家諸法度の事、時に當り御潤色ありといへども、其趣キ大に變る所なし。先武家諸法度とは公家諸法度を出されしにより對待の目なるべし。其御條例世に流布する上は今改めて爰に出さず。抑御家の事は三河已來御武篇御慈悲御譜第三を以天下(しん)御創業のよし、三河物語に大久保氏申明せり。御一統

の後慶長元和其御主意にて立おかれし趣と窺へば萬世に御遵行理なり。始より大目付御目付執法の職に守る所相傳へて曰、一に服忌令。是は御家人御譜代の面々、佐命の勲勞に従事あるを以帶砥の盟に准ぜられ、蔭胤相續を重ねざるゝ由也。是を以養嗣の法を立らるゝ事と漢古になき例也。古來二丸服忌令を用らる。命を奉りて南光坊道春など二の丸に會して是を議す。養父母三十日の忌実父母は今のごとし。天和の始、林家の議を命ぜられて始て養方を重んぜられ、父母の忌服は等差なく実の親類は半減に降さる。今に至て親類書養方(しん)を先とす。人の後なる時は実を捨て他姓に属すれば、義のある所しかるべし。昔は十五歳より養子立しを、此時より十七已上と成ぬ。然るに判元を監する頭人御目付添手印判を免許せらる。尤家系断絶なからん爲の御深慮なる歟。されば尊卑内外を論ぜず、肉類を以是を立もし、肉類其人なきは御家人の内を乞事御法也。享保の始、令して諸陪臣肉類にあらざるを乞事をゆるされず。是は養嗣の法貨賄を論じて溷濁にながれしかば堅く制を加へらる。下の智黠猾にしてとりおやなど云事を設け、凡卑を論せず貨賄を貪り血脉をみだるの風長ぜしかば、人の子を養て養子に送る事ことに敵制あり。嫁娶に至ても是を(しん)禁ぜらる。日月の明を味するの輩、往々刑辟に陥る事をみき。是併礼法を蔑如するに起れり。凡、御家人家を相續ぐ事御奉公の爲也。筋目を御正し御恩沢子孫に流し給はる事、乍恐莫太の御慈悲御譜第を太切になし給ひ、且御家の固めなれば、卒忽に思ふべからず。御旗元如此の義より天下を御握遊ばしたるや、則御武篇の輔翼三河已來今日の御姿にあらずや。よつて血脉なきは御家人の内を乞て立るいはれ也。是御當家人父

子の躰にして、和漢古に見聞事なき御例也。凡武門御直參の輩は弓馬諸武藝を砥砺し、不虞の備に供する事天職にひとし。書算讀書の三件御試の加はりしは、近世一立まの御令なり。御奉公に志す者、一日も怠るべからず。御直參其已下も出身の道也。詭遇の風を羨むは危し。御譜第諸侯の家にも是を以諸陪臣を養ひ、外様といへ共是にならへり。諸陪臣の家にも是をもて僕従を統馭す。乃至奴隸に及ぶまで先主の仕途を禁ずるは養はず。博奕飲食喧嘩口論をいましむ。徒黨荷擔謀計の大なるものは更なり。中古邪宗旨世に起りしかば、動乱の端となりしよりことに是を查し、檀寺の證判にもるゝ事なし。自外人集め流言雜說皆國禁也。私の火器衣服の限大小の掟繁多なる所法をよみてしるべし。日本橋の制札、周の象魏に似て忠孝よりはじめ、諸事の掟萬民をよらしめらるゝうへは、今の世に御一立之法にそむきて上となく下となく、農は村方商賈は町方、是にもとりて足を立るに地なき事を心こまかに存知すべし。抑土の家に生れ、これにうときは今日あるべけんや。諸組諸役所の定め承る所ありて立式は御書出し多端なれば録せず。しるせるものを常によみ誦誦し、又は古老知法の人に問きはめ、身を損せず祖先を戮しめず、御家恩を報じ勤王の志に弔ゆべきものなり。

一五倫を明め身を立べき事

今の五倫君臣父子夫婦長幼朋友也。古は父義母慈兄弟恭子孝也。其義別に述す。今いふ所は新義の五倫親義別序信なり。

御法今義にもとづかれし故しかり。」一立ま

父子有親

一父母これらうみ、師是を教へ、君是を養へり。先父母のうめるに

うけつぎてよく父母につかゆるを孝とす。天地の間父母なきの國なく父母なきの子なし。孝は天下に達するいはれ也。父子は親しみを本とす。たとへ父母あやまちあり共、正しくはいさめず。怒にふれてしたしみのおとへんことを恐るれば也。たとへ怒らるともわがいふ所のあしかることを思ひかへし、やはらぎいさむ。幾たびも心をつくし、遂にうけ給はぬに至るとも、いさゝかうらむるふしなかるべし。父母の心に順なる事本也。又父も子を教ふる事あれど、萬の伎藝乃至學問等のうへを自ら授くべからず。怒にふれて恩をそくなふ事を慮れば也。善を責る事は朋友の道にして父子はしかせず。」一立まされど放蕩なるを打おき身を陥らしむるは不慈也。それが為に師をえらび友を与へて切磋の教を立る古の道也。子をかへて教ゆともあるぞかし。父は義方を教へ、母は慈愛をもて養育し、子は孝をもてこれに報ず。是を順とす。たとへ如何なる父母あり共子たるの職思ひを尽すべし。父子は天性とて私なきもの也。只親をはなれざるは其道也。されど愛にのみおぼれて師友をもあたへず、悪友に随逐せしめ、飽暖逸居し、生長して身をうしなはしむるは義愛共にかげぬべし。父母の子を思ふは至らぬくまもなし。子をもちてこそ子もしるべし。其心を思はゞ子成もの孝を思はざるべけんや。父母を愛する事ふかきものは其人必和氣あり。面色言語これにした一立まがふ。形もうるはし。如此三事具足して他人にもみゆ。父母に順なるの餘り也。抑孝に三時あり。家にある時は父母によくつかへ、官にある時はよく奉公を厲まし、公事をみる事私事のごとく、家を忘れて君に忠す。されば忠臣は孝子の門にもとむ共見えたり。君に得らるゝ時は身を青雲に致し、民に利澤を施こし、身を立

家を興し名を後世までも留めて、某が子よと父母を顧しあぐる事、是始終の孝也。よつて父母も子を教ゆる方をつゝしむべし。凡人世百行孝を上とす。孔子孝経の述作なきしめ給ふ。其詞に吾事は春秋吾行は孝経との給へり。古の聖王孝道をもて海内をしらしめず事、古典に見てしるべし。父母在世はいふにや及ぶ。没後といふとも孝（15）を行べしと見えたり。すべて親戚朋友長幼の交一孝立て萬善具す。聖の教あふぐべし。上一人より始、万姓順從して洩る事なし。天下の順路これに加るものなし。よつて不孝の討は天地ひろしといへ共入ル所なしと見えたり。御法の免さざる所也。それ父子しため一家治る。一孝國に明かにして一國の父子順也。是道をもて天下を治れば、上下和睦す。民うらみなし。教の本なれば一旦の尽しいふべきにあらず。

君臣有義

士の世に處して養を稟る所君也。養にあらざれば今日なし。君の貴きいはれ也。道を学び礼樂身にあり天下國家に行はんに、君に就にあらざればあたはず。君を堯舜にいたし、民人を雍熙の化に浴（16）せしむる君につかでは得べけんや。君臣の相合事にしへより難しとす。たとへ不遇なり共礼を尽し義を守り君を後にするは忠にあらず。今の忠といふは大やう忠にあらず。己を清くし君の惡をあらはすやおほかり。己をすて、君の為に専らなるをいふ。論語令尹子文を仲尼の仰ありし所思ふべし。公事を見る事私事のごとくするを能身を致すとす。己を立て当理をいひ、君の過失を啓す。専忠にあらず。愛と忠との差別あり。君を愛するも忠にあらざるにはあらず。忠の実己を汗し君を善道に導き心を尽すを忠とす。扱君臣有

義とは、君は先君の義を守り臣をつかふ事にして、臣も又是をもて君に事る事也。義を義理とのみ取べからず。大に事に害あり。古の（17）君臣義理を陳ずるは其世々の先王の義によれり。勃卒の理屈にあらず。たとへ君くたらずとも臣以臣たれとこそ聞えたり。又三諫して聴れざる時は去といふ事、中土の義也。吾方になき所也。只諸陪臣の上は其制にあらず。斟酌する所、和漢義を異にして今古風たがへり。平日智識に講明し古をしりて今を計るべし。

夫婦有別

夫婦は萬世の始、男女相居は人の大倫也。夫は和し婦は従ふ。しかも別を貴ぶ。別とは、夫は夫の事をなし、婦は婦の道をつとめ、人の妻我妻、人の夫我夫の差別ある等也。閨門の内禮義の行はるゝ所也。不行義にして、牀第治まらざる時は道行はれず。家治るべからず。（18）女は外事をいはず、男は内事をいはず。閨帷の風は夫妻に基き、情は至てしかなれたる方なきを称せり。色に耽り野合し禮によらざるは論ずる所あらず。臣の綱は君也。子の綱は父也。婦の綱は夫也。是を三綱とす。三綱紀なき時は國焉ぞ治まらん。抑婦に三の出さざるあり、七の去法あり。但子なければ去といふは漢也。後なきが為也。至て重事とす。今の養嗣は後ある也。中をとり、權に通じて事に處し、家を治むべし。

長幼有序

年長は父にちかし。大臣は君にちかし。幼稚は子にちかし。我属のみにあらず。敬すべし愛すべし。まして我親族をや。諸父昆弟卑幼吾が同胞血肉の分れなるものをや。幼者長者をあなどりしのがず、長者の指（19）に應にしたがはゞ心行、あしきかたはじめよりならは

しきたらず。遜順の道をしりて、我意につるかた速かるべし。あらかじめ幼者には孫弟を教導し、驕る心萌、奢る形のなりはじむる事を制すべし。二葉にて斫す斧を用ゆといへり。又長者も卑幼を恵む道を明めしらは、長幼各次第ありて家とのふべし。親族むつまじかるべし。

朋友有親

門を同じくして物学びするを朋といひ、志を善導に合せて道を行を友とす。同行同志の善友をえて交る時は、善に移り過をも改むるに安かるべし。此際の交にはかりにも虚言すべからず。要約を守るべし。善を責るは朋友の道なればみすぐすべからず。「16」又諫る人あるは身の幸也。謹て其言を受くべし。人なくば求むべし。好めばいでくるもの也。今の世となりて朋友の道あるがごとくなきに似たり。人と善柔を友とし、或は欽博の交を結び、乱舞肥甘をたしむのみ。聞得る所の善はなく、性を蕩す所日に一日より甚し。たとへ諫る所あるも、土を以塊をうつ、彼は是よりまされるのみ。若士の志あらんは良友を求めて父とし事へ、師としつかへ、兄として事ふべし。拔擢の指揮をうくべき事同隊の言のある所にあらず。されば師と云も朋友の列にして、其尊父と君とにひとし。色勢財の交は時に變ず。道と志との友は世に稀なるものなり。したひても慕はし、求めても求たきもの也。上中下にわたり良友あるものは身を保ち宗を安んず。人は後に目なき「16」もの也。我心の俛にして事の鑑なくば、柱に膠し舟を刻めり。良朋良友をえて従事せんは智の至り也。是に交るの道、信を本とす。

学問をする心得の事

川越市立図書館蔵「芙蓉楼玉屑」(上) 一翻刻と解題一

士の箕裘をつぎて其業を肄ひ、身を立、家を興す事は固より也。苟も文にうときは、盲者にして杖なく、闇夜の燭なきに比す。たとへ生質の美なるも一己の身を克するのみ。國家の用に当るべからず。三代には造士の法あり。郷の三物をもて士を饗興す。人の才傑出是によりて上に顕はる。大学の教は三善並挙して天下の耳目を一的に關注す。道にすゝみ徳をなす。礼樂の教言葉の及ぶ所にあらず。礼亡樂滅して秦漢より已來古聖人の教僅く書のみに残れり。晋六朝隋唐宋元明皆吏「17」治にかりて威福をなし、徳化の沙汰有がごとく無がごとし。道教のみ一己を治め、佛禪獨を成す。兵家申韓其説を馳聘し、刻剝少恩を旨とし、人心を拉く。先秦戰國漢魏の間は文辭猶行はれ、詞賦著書百家各一家言をとゞむ。人心百分千裂終に版着なく、注疏家各傳る所をのべ、邪說新論こゝに縦横す。宋に至、理学心学の沙汰ありて禪と衡を争へり。古聖人の道直指見性のごとくに變ず。変極まりて古文辭と成、陳騷敵羽が輩詩文の眼を開發し、王李諸人叫喚す。諸子の俊發なる、こゝに委逐せり。問く性理の道を執す、宋のはじむる所居敬窮理、庶人よりして聖處に至るの科を立らる。理は或はしからん。然共一人の聖人向來「17」出る事なきは何ぞや。古学は人君子と成を学成就とす。古書しかなり。学て聖となるといふは、佛教と抗すれば也。学の迂轉春夏秋冬のごとし。三代の教は文武科を分たず、才徳其賦を挙す。秦漢武断を專にし、文教を迂とす。然共漢時孝廉の举古意にちかし。唐は詩をもて士を挙す。風雅の餘闡あり。今の清人人を武職とし、漢人を文職に補す。中華聖人の國にして如此轉化す。皆時王の軌物なれば、彼が古道の興らざる、我とひとし。礼樂亡ぶる後、さすがに唐山治を聖教

にかり、学校を設け、科挙を立。猶流風遺俗存せる歟。郷試秀才家より起て学士と成、闕老に至る。世録に非ずといへ共猶栄とす。功名を好むの士、望を青雲にかく。卿相に種なければ也。我」(18)王朝にも淳和(辨)学両院の設貴介文を擧り(比)比、試法郡縣に立、明法明經文章等の出身或は國守の任に登るを以、地下といへども申文に及ぶ。美ならざるにはあらざりしを、武將中興已後斯文地を拂ひ、其後海宇分崩す。御当家に至、左文右武兼備の令あり。然共冠婚喪祭國俗にまかせ、諸士上に陳ずることく、御譜第御家人同仁の御恩澤に浴し、昇りて降るの道なく、下りて昇るの時なく。世祿世家なるを以、たとへ聖人民間に生ずとも只一郷一の師あるは一國の矜式のみ。且其道吾道にあらず、往々方柄醫園(マツ)否塞扞格す。中葉切支丹といふものありて、宗旨を査し僧を證とす。茶毘を隱坊にまかせ」(18)引導を任持に任す。服をも服せず名のみ行はれて精進月に營む世風私儀を容る事あたはず。儒者是を歎き、葬礼を私議し、髮剃を争ひ、戒号を受て佛弟子となるを恥るの類、皆御太法を通じしらず犯すもの如何ぞや。牌前に魚肉をそなへ、年季を不吊、大に愚民の為に怪みをうく。諸侯太夫はともあれ、庶人の分際にて分をしらざるに販す。士も大躰は俗にしたがふやよからんかし。末事なれば也。すべて儒佛老莊いづれに従事するも禁なし。心を養ひ志を安むずるは所好にしたがふべし。但御大法を元とし今日に順べし。是にたがふ事は避べし。况人倫を明め忠孝を勵み、驕奢逸遊を止め、衣服乘輿制を守、從者嫁婦清簾」(19)の沙汰等、皆今日の御定也。徒黨荷擔謀計弥以よるべからず。服忌の等差、親屬の親疎、經文昭穆の趣也。平常講明すべし。忽に覚えて越度ありしも多々見侍り

し。殊に養嗣の一条上に陳ぜり。鶴鷹の圃の射は周の制也。人の後たる者半退かば、今の御家人十に八九は養嗣也。時制也。謹て議する事なかれ。陋儒往々御政事を議す。或は筆に著し書を成す。執法の謹をうけば刑戮まのあたり也。眉をひそむるぞ多き。ことに心を用ゆべきは程朱二公の学、天文神道軍学火器禅教日蓮宗也。近世古文辞の学興ル。一得一失。末学大言し世教を漏す。放蕩不羈を以途とす。危哉。宜慎謹を加へて國法を犯すべからず。学人を病しめず、学者学を病しむ。古を学て」(19)仁礼をしり、國法をよみて今に順は、今の世に處して順流の棹也。樂まざらんや。仁寛の御世何の畏かあるべき。

寛延元年冬十一月 芙蓉道人鳴鳳卿識
寶曆五年冬十一月 源鼎卿謹寫」(20)

(白紙)

」(20)

處世訓示蒙繪論

錦江先生述

源鼎卿校

御法令をしりて今の世に處すべき事勿論也。是則往聖三代の法なる事を人みな心得ず。禮は等差を定む。尊卑をわかつもの也。人己が分上をしる事第一なるを以、國法の源をしらざる時は其ながれたとへ理に當るとも取べからず。昔孔子周に往て礼を老聃にはせ給ふ。老子は周の柱下史なれば國の典故に通じ給ひし故也。境に入て禁をとひ、大廟にして毎事にとふ。皆禮にたがはじと也。当時御一代の礼、御大法の外に立られたる所なし。是を学ぶは國家の故を

しり身を全ふする也。況や御定目諸法度万民を統御遊ばす所、刑名」(21)も其中にあり。漢土の律も五等の親より輕重を定めて、しかも其代の律あり。したがはざる時は危し。御当家の大命此にあれば忽にすべけんや。扱左文武武の御定にしたがひ、徃聖の言行、國家經濟の事跡、是非得失を弁る所、第一自己の脩る所、學問をすてゝしるべきにあらず。人生ながらしる事なし。孔子の聖猶字び給へり。歴史諸子百家も前事は後事の鏡也。聡明を開かざれば理を聞て馬耳の風也。非に順て是とし、是を聞て非とす。殊に五倫の事は今日の急務、日用の事にして、たれかこれによらざらん。學は人にほころが為にあらず。己が為なれば、古人の格言を摘てもこれをしらは、實際の龜鑑心中の處断なるべきもの也。つとめて講明すべし。孝悌忠」(22)信此内より成て君子の道にもをさくすむべし。凡今の學吳方の處位あり、古今の時宜あり。博覽の後能勘弁をもみづからなし、講究をも人と共にし、専ら御法にそむかず、和漢の古轍にもしるて着せず、今の世にありても時俗に能變通し、上は貴人より下が下に至るまで是を心にしめて、萬に空疎なく上下に尤怨あらぬ行をえは、君子盛徳のすがた庶幾すべく、不闢放埒のかた自ら遠ざかるべきものなりかし。

附記

己を脩るは學の本也。不能を教も仁のはし也。世界に人多し。人もよかれと冀ふは君子溫藉の道なるべし。ことに子弟を教る事長者の職也。子を教るの有増は上に述す。」(23)昭代寛永の比儲君の御うしろみとして、土井酒井青山の三賢を智仁勇にあてて撰ませ給ひ、教導ましくけるとや。憚ある事ながら一世の明主とはならせ給ひ

ぬ。又明曆にも肥後殿掃口殿御うしろみとして、阿日氏など守立奉られしより、貞觀政要など常に御らんじ置ては、御左右のあやまちあれば政要にたがへるよなどいときなくわたらせ給ひしより、仰ごとなりけるとや。亦一世の御仁主にてわたらせ給ふと也。なべて諸家にも此趣をもて家々の教導とせし故、其後諸侯太夫に仁賢も聞えし。下また是にならひて士風今のすがたにあらずとうけ給はる。太平百餘歳、般樂愈傲日々につのり、多分は女子婦人の手にのみ生長の」(24)武士武氣は漸々にゆるび、柔弱雅意世を追て長じ、御太法は壁上にかゝり、筆記家傳は文箱のそこにしみの栖となり、ことに中下は日夜耳に聞めにみる所、歌舞雜戲俗楽淫風にのみそみ行、礼樂皆芝居のうへより出たり。世にもてはやす所は團十郎が紋、沢の丞が帽子、彦三が頭巾、市松が染など号するぞおほき。傾城遊君の風女子に移り、髪をも服をも其形にかざり、人に後れんことを恐れ、烟草入烟管萬の調度皆是に化し、ことに甚しきは、近世俳諧宮古路を競ひ、男女の情を蕩し、たとへ聖人復出とも教化をもて移すべからず。子を教ルの道親として思はざるはなきも、衆口金を樂にたへず。ことに女子を教ルの道世にすたれて貞靜の風地に墜たり。」(25)教は一旦に行はるゝものにあらず。仁者も世にして化する習、出生已前よりそみきたれる所、童男童女淫心尤早く、新喪のあまり男は婚して病み、女は嫁して事を生ぜざれば姑に事ルの道をしらず、勅溪のみ多く乃至短命也。たましく胎にあるも、うまれて牛を啗の氣なく影子をみるがごとし。あるは客氣寛活短慮の致す所、礼義といふことをわきまへず、父兄の教に従はず。或は義方の家に人の後たるは躰退して天す。又は無頼の徒となれるもあり。幾

千万となく如此は哀むべし。古へは胎教をだにあらかじめせし人を軌物に入る事性をそこなはしめしと也。躰嚴ならずしてこれによらしむるの法かねておもひわくべきものならずや。今も家により人により〔23〕さきのごとくなるあり。沙中の金をみるたぐひも往々にあるぞかし。是みな身の修れるより物情に通じ偏固ならざるがうへにあり。さればいづれの時にしても道は行はるべきにや。廣く施すと小に行との差のみ。武の暇には、文事にても和歌にても萬好む所、性を養ふ事にしたがひ、心よするやよからん。明寿院のうたに、

うたひまひ拍子も少ししりて我が家にあらぬはすぐれぬもよし
誠に名賢の聲口なり。四民各業あり。其業にすさみて隣をうらやむは祖先にうけし本意にあらず。士は文武、農は力田、商賈は逐利、いづれもこれを精錬し、餘力をもて他を学ぶべし。俱に御法令をわするべからず。〔24〕

(白紙)

〔24〕

(未完)

注

- (1) 本文「へ」——「る」(墨)
- (2) 本文「讀」——「譜」(朱)
- (3) 本文字体不明——傍書「従か」(朱)
- (4) 本文「雅」——「我」(朱)
- (5) 本文この部分欠——行間に「礼樂の教言葉の及ぶ所にあらす」(朱)と補入。
- (6) 本文「等差」——行間に「等差」(朱)と楷書で補記。